

「新しい生活様式」実践しませんか？

新型コロナウイルス感染症に強い 店づくり家づくり応援助成金のご案内

相模原市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組む市内の事業者や市民が、店舗等又は住宅を「新しい生活様式」に対応させるために実施する工事にかかる経費の一部を助成します。この取組により、工事に関わる市内の事業者の受注機会を創出し、市内経済の活性化につなげていきます。

助成対象となる工事及び助成額

「市内施工業者」に発注し、市内の店舗等や住宅を「新しい生活様式」に対応させるために実施する5万円（税抜）以上の工事に対して、2万5千円を定額で助成。（対象となる工事は、裏面をご覧ください。）

助成金を申請できる方

自らが事業を営む市内の店舗等に対して助成対象工事を実施する事業者の皆様
自らが居住する市内の住宅に対して助成対象工事を実施する市民の皆様
上記に該当する方でも、助成対象とならない場合がありますので、市ホームページをご確認ください。

申請方法

助成金の申請には、「事前登録」が必要です。

【事前登録開始日時】

令和2年12月21日（月）午前9時から開始
申込順で、予算の上限に達し次第、募集を終了させていただきます。

【登録方法】市ホームページから登録してください。

相模原市 店づくり家づくり **検索**



「事前登録」をもって助成金の交付を確約するものではありません。
申請手続きの詳細は、市ホームページをご覧ください。

助成対象期間

令和2年12月21日（月）から令和3年2月22日（月）まで
事前登録を行った上で、助成対象期間内に工事の発注、実施、代金の支払いが完了している必要があります。

お問い合わせ先

相模原市 新型コロナ暮らし・経済支援ダイヤル
電話：042-851-3193
受付時間：8時30分から17時（土、日、祝日等を除く）

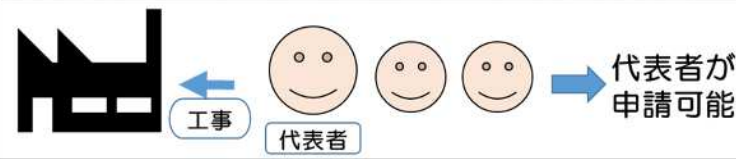
申請できる回数等 申請できる回数は「1回」です。

1つの工事を「分割」したり、別々の工事を「合算」しての申請はできません。
同一の工事を、複数人で申請することはできません。

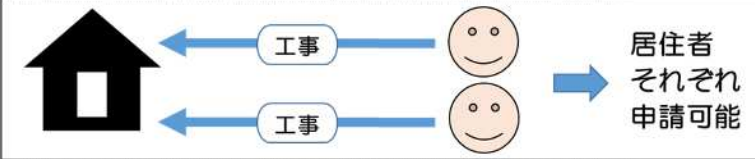
店舗等の場合（事業者）

住宅の場合（市民）

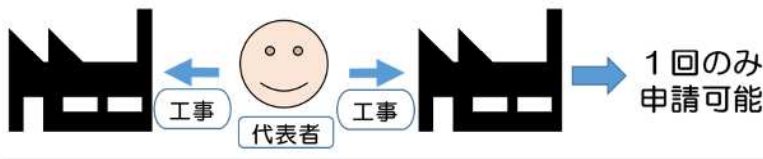
①市内の店舗等に工事を実施



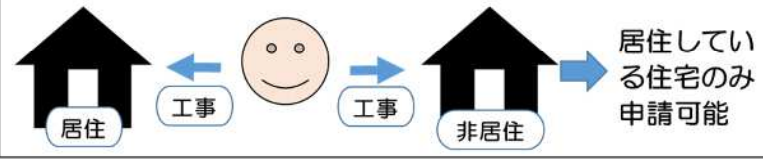
①一つの住宅に複数の工事を実施



②市内に複数の店舗等がある



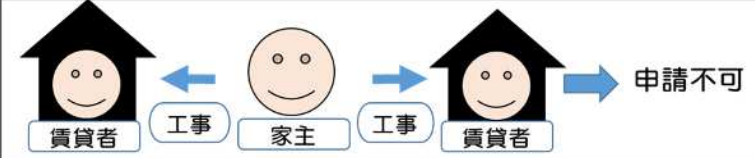
②複数の住宅（居住・非居住）を所有



③店舗等が市内にあり、本社又は事業主が市外



③市内に不動産を所有



対象工事

助成対象者が、「市内施工業者」に発注し、市内の店舗等や住宅を「新しい生活様式」に対応させるために実施する次の4つのいずれかに当てはまる工事

市内施工業者とは、相模原市内に住所を置き、かつ見積書や領収書等を市内の住所で発行できる事業者です。（法人、個人事業主は問いません）

ウイルスを持ち込まないための工事

- <例>
- 商品受け渡し用ポストを設置するための工事
 - 入口等にエアシャワーを設置する工事
 - 非接触のためのインターホンを設置する工事
- 等

3密対策のための工事

- <例>
- 客席等の個室化のための工事
 - 換気機能を向上させるための換気扇を設置する工事
 - 室内の換気を行うための窓、網戸、サッシ等の工事
- 等

働き方の新しいスタイル実現のための工事

- <例>
- オンライン会議室を設置するための工事
 - 間仕切り等を設置し、室内にワークスペースを設置するための工事
- 等

感染拡大を防止するための工事

- <例>
- タッチレス水栓機器へ交換する工事
 - 非接触の自動開閉・洗浄機能付き便器へ交換する工事
 - 抗菌・抗ウイルス機能のある建材などへ交換する工事
- 等

工事を伴わない設備機器、製品等の「購入」や、DIY（材料などを購入し、自分で作業を行う等）などは、助成対象となりません。

詳細は、相模原市ホームページでご確認ください。

相模原市 店づくり家づくり 検索

